

●香川県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年3月13日から同年4月2日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺池田線（5号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市財田町財田中字辻堂 3878番1地先から 三豊市財田町財田中字辻堂 3615番地先まで	11.7～17.7	73	令和元年11月15日付け香川県告示第171号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和8年3月13日